

## 福岡市環境基本計画（第三次）素案策定作業部会設置要綱

（設置）

第1条 福岡市環境審議会（以下「審議会」という。）に、福岡市環境基本計画（第三次）素案策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について、調査・検討を行い、その結果を審議会の総会に報告する。

- （1）福岡市環境基本計画（第二次）の検証及び課題の抽出・整理に関すること。
- （2）福岡市環境基本計画（第三次）素案及び骨子の作成に関すること。

（委員）

第3条 作業部会は、審議会の委員のうち、別表に掲げる者で構成する。

（部会長）

第4条 作業部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 作業部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 作業部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議及びその議事要旨は、公開するものとする。

（関係者等の出席）

第6条 部会長は、作業部会の所掌事務に関し必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 作業部会の庶務は、環境局環境政策部政策経営課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 小出 秀雄  | 西南学院大学 経済学部 教授               |
| 古山 通久  | 九州大学 稲盛フロンティア研究センター 教授       |
| 平 由以子  | 特定非営利活動法人 循環生活研究所 事務局長       |
| 久留 百合子 | 株式会社 ビスネット代表取締役 / 消費生活アドバイザー |
| 藤本 一壽  | 九州大学大学院 人間環境学研究院 教授          |
| 二渡 了   | 北九州市立大学大学院 国際環境工学研究科 教授      |
| 松藤 康司  | 福岡大学 工学部 教授                  |
| 松山 倫也  | 九州大学大学院 農学研究院 教授             |